

平成26年第2回見附市教育委員会定例会会議録

○招集日時 平成26年3月28日（金） 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第11号 専決処分について（教職員人事の内申について）

議第12号 専決処分について（職員人事の内申について）

議第13号 見附市嘱託指導主事の委嘱について

議第14号 見附市適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について

議第15号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の
任命について

議第16号 公民館運営審議委員会委員の委嘱について

議第17号 社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議第18号 見附市公衆無線LAN利用規程の一部改正について

議第19号 見附市不育症医療費事業実施要綱の制定について

議第20号 見附市妊産婦医療費助成事業実施要綱の制定について

議第21号 見附市県外予防接種費用助成事業実施要綱の制定について

議第22号 見附市妊婦健康診査実施に関する要綱の一部改正について

議第23号 見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部改正について

議第24号 見附市教育委員会組織規則の一部改正について

議第25号 見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

議第26号 「見附市いじめ防止等のための基本的な方針」について

○出席委員（5名）

委員長 小林 弘武 君

委員	南雲	京子	君
委員	武田	一夫	君
委員	小倉美	砂子	君
委員・教育長	神林	晃正	君

○事務局出席者

教育部長	星野	隆	君
学校教育課長	松井	謙太	君
こども課長	土田	浩司	君
まちづくり課長	森沢	亜土	君
教育総務課長補佐	星	正樹	君
学校教育課長補佐	神林	俊之	君
こども課長補佐	岡田	恵子	君
教育総務課主事	佐野	功次郎	君

14時00分開会

委員長

只今より、平成26年第2回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。現在の出席委員は5名全員であります。

委員長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により小倉委員を指名します。

委員長

日程第2 報告事項1. 3月市議会定例会一般質問について、2. 教育委員会評価について、教育部長より説明願います。

教 育 部 長

報告事項1. 3月市議会定例会一般質問について、高橋健一議員から「子ども・子育て政策について」、佐々木志津子議員から「子ども・子育て施策について」と「保育園の民営化について」、重信元子議員からは「少子化の問題について」、質問がありました。それぞれの議員の質問概要について、高橋議員からは、子ども・子育て会議の今後のスケジュールや今後の課題、消費税増税による給食費への対応、子ども医療費について質問され、子ども・子育て地域協議会において平成26年度中に計画を作成したい旨、及び、今後の課題として、妊産婦医療費及び健診の充実や子どもの医療費助成対象の拡充があげられ、給食費は消費税アップ分の3%に留めた旨を回答しました。佐々木議員からの「子ども・子育て支援事業のニーズ調査の方法や会議のタイムスケジュールと今後の展開について」の質問に対して、調査は、市内の就学前のお子さんがある1,000世帯を無作為抽出し、536世帯から回答をいただき、高橋議員同様、計画は平成26年中に作成し、地域コミュニティと連携して、出産・育児がしやすい地域づくりに向けた環境整備を行っていきたい旨を回答しました。また、「民営化について」の質問に対しては、引継保育についての説明と保育の質の低下を防ぐ為に、移管先と協定書を取り交わして協議をしていく旨を回答しました。重信議員からの「少子化の問題についての、市内保育園の中長期的な計画について」や「へき地保育所の認可化について」の質問に対しては、閉園や統廃合は児童数の推移を見てから検討していき、へき地保育所と認可保育所への移行については情報交換をしている、と回答しました。「小学校の統廃合の基準を作らないか」という質問については、地域や保護者、あるいは将来展望等に基づいて慎重な判断が必要であり、一律に定める考えはない旨を回答しました。

2. 教育委員会評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2

7条第1項の規定により、作成した平成24年度を中心とした教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を取りまとめたものをお手元に配布しましたので、ご確認下さい。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、次に移ります。

委員長

報告事項3. 平成25年度高等学校進学状況(平成26年3月卒業生)について、4. 平成26年度新採用・転入教職員面識会の開催について、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

報告事項3. 平成25年度高等学校進学状況(平成26年3月卒業生)について、別紙をご覧ください。卒業生在籍377名中377名が進学を決定しました。

報告事項4. 平成26年度新採用・転入教職員面識会の開催について、別紙「案内」に記載した通り開催します。開催目的は、見附市教職員として職責を果たすことを誓う契機とするとともに、見附市の概略と学校教育の基本方針について理解を進め、転入職員と市教委関係者、転入者同士の面識、交流を図ることです。教育委員の皆様よりご出席いただけますよう、お願いします。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員長

高等学校進学状況について、平成25年度の傾向などはありませんか。

学校教育課長

ここ5～6年間において、長岡方面の高校への進学が減り県央・三条方面への進学が増えておりまして、その傾向が年々強くなっていることが見受けられます。

委員長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

委員長

日程第3 議第11号 専決処分について（教職員人事の内申について）、議第12号 専決処分について（職員人事の内申について）、議題とします。

この議案については、既に専決処分された議案ではありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きに規定する「人事に関する事件」に該当しますので、本議案の審査は「非公開」にしたいと考えますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。

従って、本案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めます。

■ここから非公開審議■

委員長

それでは、提案理由の説明を教育長にお願いします。

教育長より、議第11号 専決処分について（教職員人事の内申について）、
議第12号 専決処分について（職員人事の内申について）、当日配布した議案書
に基づき、説明を行った。

委員 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり承認する
ことにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定
いたしました。

■ここまで非公開審議■

委員 長

ここで、非公開と決定しました議第11、12号の審議が終了しました。

委員 長

続いて、議第13号 見附市嘱託指導主事の委嘱について、議第14号 見附
市適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について、議第15号 見附市青少
年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命について、議題とします。
学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

議第13号 見附市嘱託指導主事の委嘱について、平成25年度に引続き田邊康夫嘱託指導主事、小黒知也嘱託指導主事に委嘱するとともに、平成26年度から新たに嘱託指導主事を増員し、山本武氏にお願いします。山本武氏は、平成25年度まで見附中学校長として勤務されました。また、見附市教育センター科学教育部上村貴雄協力員の委嘱を、平成25年度に引続きお願いするものです。

議第14号 見附市適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について、平成25年度から引続き、長谷川一夫指導員、大高恵美子指導員の委嘱をお願いするものです。

議第15号 見附市青少年育成センター嘱託員及び同センター所長の任命について、平成25年度に引続き、伊藤明夫所長の任命をお願いするものです。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定されました。

委員 長

次に、議第16号 公民館運営審議委員会委員の委嘱について、議第17号 社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について、議題とします。まちづくり課長より説明願います。

まちづくり課長

議第16号 公民館運営審議委員会委員の委嘱について、現在委嘱している委員が平成26年3月31日をもって任期満了となる為、「見附市公民館条例第14条」の規定により、別紙に記載した20名の委員を委嘱します。任期は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間です。

議第17号 社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について、現在委嘱している委員が平成26年3月31日をもって任期満了となる為、「見附市社会教育・スポーツ推進審議会設置条例第4条」の規定により、別紙に記載した15名の委員を委嘱します。任期は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間です。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定されました。

委員 長

次に、議第18号 見附市公衆無線 LAN 利用規程の一部改正について、議題とします。教育部長より説明願います。

教 育 部 長

見附市公衆無線 LAN 利用規程の別表内、公衆無線 LAN を使える施設として図書館を加える為の一部改正であります。附則において、施行期日を平成26年

4月1日からとするものです。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定されました。

委員 長

次に、議第19号「見附市不育症医療費事業実施要綱の制定について」から議第23号「見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部改正について」までを議題とします。こども課長より説明願います。

こども課長

議第19号 見附市不育症医療費事業実施要綱の制定について説明します。不育症とは、妊娠はするが流産や死産を繰り返す症状で、一般的には2回連続した流産・死産があれば不育症と診断されます。不育症の方も、適正な検査・治療を行えば約85%の方が出産することが出来るとされていますが、検査・治療は保険適用外となるものが多い為、経済的な負担を軽減することを目的に、保険適用外の検査、治療費の一部を助成する為の要綱を制定します。不育症の助成は、新潟県内自治体で初となる取組です。第3条で対象者を規定し、第2号において、夫婦のいずれかが市内に住所を有することを要件とします。第5条で助成内容を規定しており、助成額は期間ごとの医療費総額の2分の1に相当する額で、1年

度につき300千円を限度とし、通算5年間助成出来ることを規定しています。

附則において、施行期日を平成26年4月1日からとします。

議第20号 見附市妊産婦医療費助成事業実施要綱の制定について、妊産婦の疾病の早期発見、早期治療を促進し、もって母子保健の向上を図ることを目的として、医療費の一部を助成する為、本要綱を制定します。第3条で、市内に住所を有する妊産婦を対象者とするを規定します。第7条で、申請した日から出産等をした月の翌月の末日までを助成対象期間とし、第8条で医療費の自己負担額から一部負担金を控除した額の2分の1を助成することを規定します。一部負担金について第9条に記載し、通院は1日あたり530円、入院は1日あたり1,200円とします。附則において、施行期日を平成26年4月1日からとします。

議第21号 見附市県外予防接種費用助成事業実施要綱の制定について、これまで子どもの定期予防接種については、市、新潟県医師会、見附市南蒲原郡医師会との間で委託契約を締結し、県内医療機関で接種した場合に限り、市が接種費用を負担しましたが、子どもの感染症防止を推進する観点から、里帰り出産等を理由に県外医療機関で接種した費用についても助成する為、本要綱を制定します。第2条の記載において、助成対象者は市内に住所を有する者で、里帰り出産等の為、接種対象の子どもが長期にわたり県外滞在する場合であることを規定します。第4条で助成額について規定しており、市と新潟県医師会で定めた委託単価を上限として助成します。附則において、施行期日を平成26年4月1日からとします。

議第22号 見附市妊婦健康診査実施に関する要綱の一部改正について、妊娠時は、むし歯や歯周病になりやすく進行すると早産や低体重児出産のリスクが高まると言われています。そこで妊婦に歯科検診を受診させることで、安心して出産・育児に臨めるようにする為、これまで妊婦健康診査を規定していた本要綱に

妊婦歯科検診を追加して実施する為の改正を行うものです。第3条に歯科検診の内容を第3項として追加し、第4条で歯科検診の回数を妊娠期間中1回とする規定を追加しました。附則において、施行期日を平成26年4月1日からとします。

議第23号 見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部改正について、「子育て応援カード」は18歳未満の子どもが2名以上いる子育て世帯に交付し、協賛企業等からの割引や特典等のサービスを受けられる事業です。サービスにはコミュニティバスの割引を含みますが、各世帯に1枚の交付である為、保護者が買い物等で使用する場合、同世帯の子どもが利用することが出来ない状況でした。そこで、バスを利用する中高生を対象にコミュニティバス専用カードを交付する為、本要綱の改正を行います。第4条の対象者に、第2項として中学生及び高校生にコミュニティバスカードを交付する規定を追加するもの等です。附則において、施行期日を平成26年4月1日からとします。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定されました。

委員長

次に、議第24号 見附市教育委員会組織規則の一部改正について、議第25号 見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について、議題としま

す。こども課長より説明願います。

こども課長

議第24号 見附市教育委員会組織規則の一部改正について、新年度から病後児保育を実施する為、病後児保育室を教育委員会の組織に位置付けるとともに、必要な職員を配置する為、本規則を改正するものです。組織について規定する第3条第3項に、「病後児保育室」の記載を追加します。また、第10条として、病後児保育室に必要な職員を置くことが出来る規定を追加しました。附則において、施行期日を平成26年4月1日からとします。

議第25号 見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について、病後児保育室の設置に伴い配置する職員の職名を追加する為、本規則を改正します。改正内容は、職名表に病後児保育室の施設長としての「保育室長」という職名を追加します。附則において、施行期日を平成26年4月1日からとします。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定されました。

委員長

次に、議第26号「見附市いじめ防止等のための基本的な方針」について、議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第26号 見附市いじめ防止等のための基本的な方針について、2月28日の定例教育委員会で報告しました方針案に対し、パブリックコメントを実施しましたが、いただいた意見はありませんでした。3月18日に第2回検討委員会を開催し、3月19日には検討委員会アドバイザーである新潟大学松井賢二教授に最終的な検討結果を伝え、アドバイスをいただき、多少の字句修正を加えました。

各学校で策定している学校ごとの方針と併せ、平成26年4月1日から施行します。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

教育長

今後、この方針をどのように活用していきますか。

学校教育課長

学校現場の職員が本方針の内容を十分に理解しておくことが重要だと考えます。次年度からの新体制に移行する4月早々に、各校で策定している方針と照らし合わせつつ内容を確認するよう、現場職員に指導していきます。

委員長

本方針冊子の配布範囲、周知方法はどのように予定していますか。

学校教育課長

冊子を各学校に配布するとともに、見附市教育委員会ホームページに公表する予定です。

委員長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定されました。

委員長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これにて平成26年第2回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時45分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、委員長及び会議録
署名委員ここに署名する。

委員長

小林 弘武

会議録署名委員

小倉 美砂子